

環 境 ま ち づ く り 方 針

様式2

吹 田 市 長 あて		平成 27 年 12 月 4 日 (2015 年)		
※注1 事業所	※注1 事業所			
住所 東京都千代田区内神田二丁目15番9号	住所 大阪市住吉区長居東四丁目11番4号			
氏名 株式会社日本エスコン 代表取締役社長 伊藤 貴俊 印	氏名 日経ホーム株式会社 代表取締役 川口 幸浩 印			
電話 (03) 5297 - 6161	電話 (06) 6694 - 8750			
事 業 の 名 称	(仮称)吹田市千里山西6丁目PRJ			
対 象 事 業 区 域	吹 田 市 千里山西6丁目1585-1、281-4			
※注1 設 計 ・ 代 理 者	住 所 大阪市北区堂島2丁目1番31号 氏 名 浅井謙建築研究所株式会社 梅垣 浩之 電 話 () - (担当者:)			
※注1 工 事 施 工 者	住 所 未定 氏 名 電 話 () -			
事 業 予 定 期 間	平成 28 年 (2016 年) 1 月 20 日 から 平成 30 年 (2018 年) 4 月 30 日 まで			
事 業 の 規 模		計 画 部 分	既 存 部 分	合 計
	対 象 事 業 面 積	8,610.55 m ²	m ²	8,610.55 m ²
	建 築 面 積	2,439.27 m ²	m ²	2,439.27 m ²
	延 べ 面 積	19,085.66 m ²	m ²	19,085.66 m ²
	最 高 の 高 さ	29.75 m	m	
	構 造 ・ 階 数	RC 造・一部 造 地 上 11 階 ・ 地 下 1 階		
事 業 の 目 的 ・ 内 容	区分	☒ 新 築 ☐ 増 築 ☐ 改 築 ☐ 新 設 ☐ 増 設		
	☐ 土地区画整理事業 ☐ 市街化再開発事業 ☐ 宅 地 造 成 ☐ 開発行為事業(目的:) ☒ 建築物の新築又は増改築の事業 ☐ 工場・事業場 ☒ 住宅・共同住宅(214 戸) ☐ 商業施設 ☐ 事務所 ☐ 公共的建築物 ☐ その他(:)			
	☐ 駐車場又は資材置場の新設又は増設の事業 ☐ その他()			
環境まちづくりの内容	ガイドライン取組事項チェックリストによる			受 付 第 号
添 付 書 類	・ガイドライン取組事項チェックリスト ・工事関連車両通行ルート図 ・その他必要と認める図書			

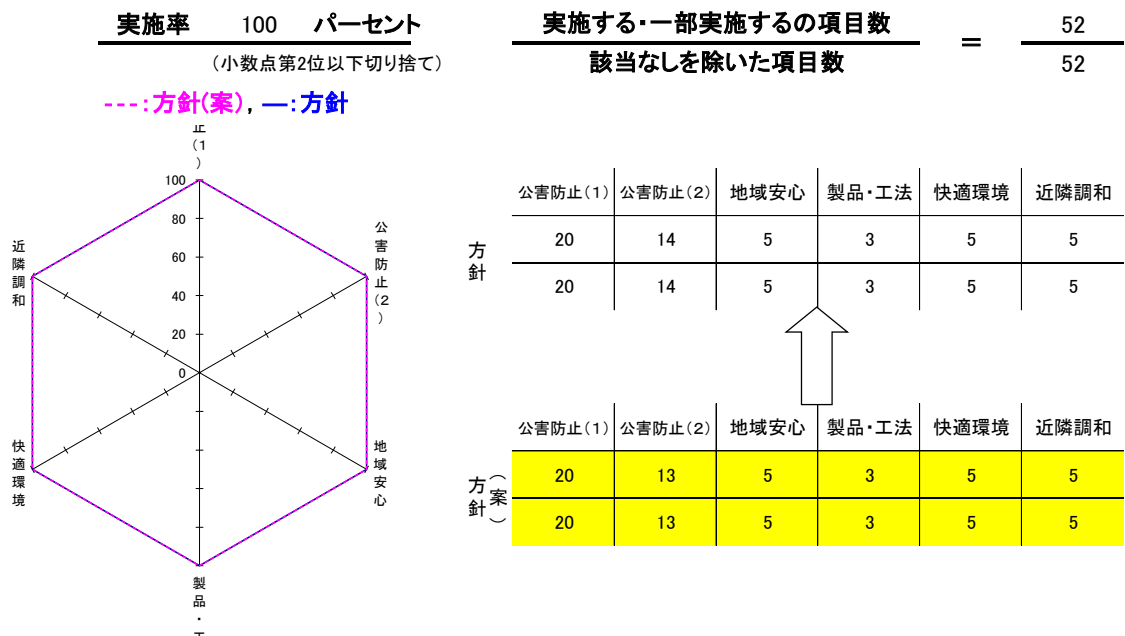
注1 法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

環境まちづくりの概要(1)

事業者の環境方針	(株式会社日本エスコン CSR活動への取り組み) 事業活動が生み出す環境負荷を常に考えながら、地球環境に配慮した開発や設計を重視。生ゴミを削減するディスポーザーの設置や水量の50%をカットする節水型トイレ、保温効果の高いサーモバスの採用等、物件により環境に配慮した取り組みを行っています。より良い未来を築くために、環境負荷を低減する「省資源型住宅」を積極的に推進しています。
当該事業における環境まちづくり方針	開発、建築を行うにあたり、環境に配慮した住宅を供給し、良好な景観形成、緑地の増加、ヒートアイランド現象の緩和等を行い、地域のまちづくりに貢献するものとします。 事業活動が生み出す環境負荷を常に考えながら、地球環境に配慮した開発や設計を重視します。水量の50%をカットする節水型トイレ、保温効果の高いサーモバスの採用等を行います。より良い未来を築くために、環境負荷を低減する「省資源型住宅」を積極的に推進します。

1. 実施率と主な実施内容

1-1. 工事中



主な実施内容

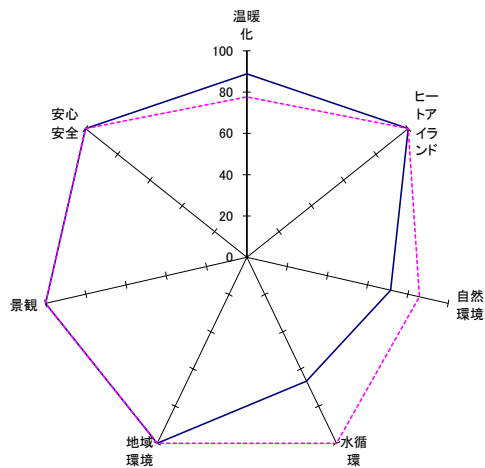
- ・排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
- ・音や振動を伴う作業は近隣に配慮した時間帯に行います。
- ・掘削作業などの際には、散水を十分に行います。
- ・工事関連車両を場外に待機させません。

環境まちづくりの概要(2)

1-2. 施設・設備等

実施率	89.4	パーセント	実施する・一部実施するの項目数	34
(小数点第2位以下切り捨て)			該当なしを除いた項目数	38

----:方針(案), —:方針



	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	8	1	5	2	11	4	3
	9	1	7	3	11	4	3

	地球温暖化	ヒートアイランド	自然環境	水循環	地域環境	景観	安心安全
方針	7	1	6	3	11	4	3
方針(案)	9	1	7	3	11	4	3

主な実施内容

(1) 省エネルギー・低炭素なエネルギー技術の導入 CO2削減量 136.0 t-CO2/年

導入内容 ※(CO2換算が可能な設備に関して記載ください。)

住戸内 214戸×16台=3424個、共用部 1576台
計5000個の照明をLED照明とする。⇒CO2削減量 84.7t / 年
潜熱回収型給湯器、エコジョーズを各住戸に設置します。
214戸×240kg-CO2/年=51.3t ⇒CO2削減量 51.3t / 年

(2) 緑地面積 緑化率 25.0 % 条例基準分 25.0 %以上

実施内容(緑化率に換算されない緑地(駐車場緑化・ベランダ緑化・花壇など)の面積など)

南棟西端住戸のバルコニーからの駐輪場にかけての避難経路を芝生により緑化します(50㎡程度)

(3) 雨水利用 雨水貯留量 370.0 t うち雨水利用量 0.0 t

利用目的 【 植栽水やり トイレの流し水 洗車 その他 () 】

(4) 上記以外の主な実施内容

防災倉庫などの災害時の防災対策を導入します。
オートロックシステムを導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。
ペアガラス導入による断熱性能の向上により、建築物のエネルギー負荷を抑制を図ります。

環境まちづくりの概要(3)

2. 方針(案)からの変更箇所(変更箇所があれば記入してください。)

項目番号	修正前のチェック内容		修正後のチェック内容
1	一部実施する		実施する
2	一部実施する		実施する
12	一部実施する		実施する
13	一部実施する		実施する
24	一部実施する		実施する
35	該当なし		実施する
42	一部実施する		実施する
43	一部実施する		実施する
59	実施しない		実施する
67	一部実施する		該当なし
68	一部実施する		実施しない
69	該当なし		実施する
74	実施する		実施しない
92	実施する		該当なし
95	該当なし		実施する

3. その他(本ガイドライン記載の取組事項以外に実施する環境まちづくりの取組を記載ください。)

--	--

●工事中におけるガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、事業による環境への影響を最小限にとどめるため、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項 ☐		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
大気汚染や騒音などの公害の防止します。 ☐				
建設機械 ☐				
1	低公害型建設機械の使用 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	排出ガス対策型、低騒音型や低振動型の建設機械を使用します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
2	低燃費型建設機械の使用 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	低燃費型の建設機械(ハイブリット式パワーショベルなど)を使用します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
3	アイドリングの禁止 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	排出ガス、騒音の低減を図るため、アイドリングをしません。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
4	環境に配慮した運転 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
5	稼働台数の抑制 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	工事規模に応じた効率的な工事計画を立て、稼働台数を抑制します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
6	工事の平準化 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	一時的に集中して稼働しないよう、工事の平準化を図ります。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
7	機械類の整備点検 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	機械類は適切に整備点検を行います。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
工事関連車両 ☐				
8	低公害車の使用 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	燃費や排出ガス性能の良い車両を使用します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
9	大阪府条例に基づく流入規制の遵守 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	大阪府条例に基づく流入車規制を、全ての車両で確実に遵守します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
10	工事関連車両の表示 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	工事関連車両であることを車両に表示します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
11	周辺状況に配慮した走行ルートや時間帯の設定 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	工事車両の運行ルートや時間帯は、周辺道路の状況、住居の立地状況などを配慮して、一般の交通の集中時間帯や通学時間帯を避けて設定します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
12	建設資材の搬出入における車両台数の抑制 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	建設資材の搬出入計画において適切な車種を選定することで、車両台数を抑制します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
13	工事関連車両台数の抑制 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	作業従事者の通勤、現場管理等には、徒歩、二輪車、公共交通機関の利用、相乗りなどを推奨し工事関連の車両台数の抑制します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
14	土砂の積み降ろし時の配慮 ☒ ☐	実施する ☐	一部実施する ☐	ダンプトラックによる土砂の積み下ろしの際には、騒音、振動や土砂の飛散防止に配慮します。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	
15	タイヤ洗浄 ☐ ☒	実施する ☐	一部実施する ☐	周辺への土砂粉塵飛散を防止するため、現地でタイヤ洗浄を行います。
	☐ ☐	実施しない ☐	該当なし ☐	

取 組 事 項			実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
騒音・振動等					
16	ドラム洗浄時の配慮	☒ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	コンクリートミキサー車のドラム洗浄を行う際には、騒音や水質汚濁に配慮します。
17	場外待機の禁止	☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	工事関連車両を場外に待機させません。
18	クラクションの使用抑制	☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	クラクションの使用は必要最小限にします。
19	アイドリングの禁止	☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	自動車排出ガスの低減を図る為、アイドリングをしません。
20	環境に配慮した運転	☐ ☒ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	空ぶかしを抑制するなど、環境に配慮した運転を行います。
工事方法					
21	防音シートなどの設置	☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	遮音性の高い仮囲い、防音シートや防音パネルを設置します。
22	丁寧な作業	☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	建設資材の落下を防止するなど、丁寧な作業を行います。
23	騒音や振動の少ない工法の採用	☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	杭の施工などの際には、騒音や振動の少ない工法を採用します。
24	近隣への作業時間帯の配慮	☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	騒音や振動を伴う作業は近隣に配慮した時間帯に行います。
粉じん・アスベスト					
25	解体、掘削作業の配慮	☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	掘削作業などの際には、散水を十分に行います。
26	飛散防止対策	☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	土砂などの堆積場で砂塵が飛散するおそれがある場合は、飛散防止対策をします。
27	アスベストの調査など	☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	事業計画地内に既存建物はないため、アスベストの使用はありません。
28	アスベストの飛散防止措置	☐ ☐ ☒ ☐ ☐ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	事業計画地内に既存建物はないため、アスベストの使用はありません。
水質汚濁・土壌汚染・地盤沈下					
29	濁水や土砂の流出防止	☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	道路などへの濁水や土砂の流出を防止します。
30	塗料などの適正管理及び処分	☒ ☐ ☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	塗料などの揮発を防止し、使用済みの塗料缶や塗装器具の洗浄液は適正に処分・管理します。
31	土壌汚染物資の拡散防止措置	☐ ☐ ☒ ☐	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	法令に基づく地歴調査の結果、有害物質による汚染のおそれはありませんでした。

取 組 事 項 ☒ ☐		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
32	地盤改良時の配慮	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	セメント及びセメント系改良剤を使用するときの地盤改良の際は、六価クロム溶出試験を実施し、土壌や地下水を汚染しないよう施工致します。
33	周辺地盤、家屋などに配慮した工法の採用	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	周辺地盤、家屋に出来る限り影響を及ぼさない工法を採用します。
悪臭・廃棄物				
34	アスファルト溶解時の臭気対策	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	アスファルトを溶融させる際は、場所の配慮及び溶解温度管理など臭気対策を行います。
35	現地焼却の禁止	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	現地では廃棄物などの焼却は行いません。
36	解体時の環境汚染対策	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	事業計画地内に既存建物はないため、解体等は行われません。
37	仮設トイレ設置時の臭気対策	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	仮設トイレを設置する場合は、適切なメンテナンス、設置場所の配慮、臭気対策を行います。
地域の安全安心に貢献します。				
38	地域との連携における事故の防止	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	近隣自治会などから地域の交通情報の聴き取りを行い、十分な人数の警備員を配置し事故防止に努めます。
39	児童などへの交通安全の配慮	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	児童や生徒が安全に登下校できるよう通学時刻に配慮し、工事現場周辺の交通安全に配慮します。
40	夜間や休日の防犯対策	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	夜間や休日に工事関係者以外の者が工事現場に立ち入らないよう出入口を施錠するなどの対策を講じます。
41	児童などへの見守り、声かけ	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	登下校中や放課後の児童や生徒の見守り、声掛けなどに取り組みます。
42	地域の防犯活動への参加	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	近隣自治会などと連携し、地域の防犯活動に参加します。
環境に配慮した製品及び工法を採用します。				
省エネルギー				
43	エネルギー消費の抑制	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	エネルギー効率の良い機器の利用等により、工事中に使用する燃料、電気、水道水などの消費を抑制します。
省資源				
44	残土発生の抑制	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	建設発生土は現地での埋め戻しに使用する等、残土発生抑制します。
45	廃棄物の減量	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	資材の梱包などを最小限にして、廃棄物の減量します。
快適な環境づくりに貢献します。				
景観				
46	仮囲い設置時の配慮	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	仮囲いの設置にあたっては、機能性を確保した上で景観面にも配慮します。

取 組 事 項 ☒ ☐ ☐		実 施 の 有 無		実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
47	仮設トイレ設置時の配慮	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	仮設トイレは、近隣住民や通行者に不快感を与えないよう、設置場所等を工夫致します。
周辺環境美化				
48	周辺道路の清掃	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	工事現場内外を問わずポイ捨てを防止し、周辺道路の清掃を実施します。
49	場内整理	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	建設資材、廃棄物などの場内の整理整頓を行います。
ヒートアイランド現象の緩和				
50	打ち水	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	夏期において水道水以外の用水が確保できる場合は、可能な限り周辺道路などに打ち水を行います。
地域との調和を図ります。				
工事説明・苦情対応				
51	工事内容の事前説明及び周知	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	近隣住民に工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明し、また工事実施も適宜、現況と今後の予定をお知らせし、理解を得るようにします。
52	苦情対応	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	工事についての苦情窓口を設置し、連絡先などを掲示するとともに、苦情が発生した際には真摯に対応します。
周辺の教育・医療・福祉施設への配慮				
53	工事内容の事前説明及び工事計画の配慮	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	近隣住民、また千里新田小学校、桃山台小学校、南千里中学校に、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに、施設での行事や利用状況に応じた工事計画にします。
54	騒音、振動などの配慮	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	千里新田小学校、桃山台小学校、南千里中学校に対して、工事実施前に工事概要、作業工程などを十分説明するとともに騒音、振動、通風、採光などの配慮をします。
周辺の事業者との調整				
55	複合的な環境影響の抑制	実施する 実施しない	一部実施する 該当なし	工事が重複することによる複合的な騒音、振動、粉塵、工事車両の通行及びその他の環境影響を最小限に抑制するため、周辺地域における大規模な工事の状況を把握し、該当する事業者、工事施行者などと連絡を取り、可能な限り工事計画などを調整するよう努めます。

●施設・設備等に係るガイドライン取組事項チェックリスト

本事業を実施するにあたっては、法律、条例等の規制基準を遵守することはもとより、事業による環境への影響を最小限にとどめ、また、新たな環境負荷の発生を事前に防止するとともに、地域の環境レベル向上に貢献するため、以下のとおりガイドライン取組事項を実施します。

取 組 事 項	実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
地球温暖化対策を行います。		
56 大阪府建築物の環境配慮制度及び大阪府建築物環境性能表示制度の活用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	大阪府建築物の環境配慮制度において高い評価結果を得られるよう努めるとともに、その評価結果を大阪府建築物環境性能表示制度により広告物などに表示します。CasbeeB+を取得予定です。
57 高効率及び省エネルギー型機器などの採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	省エネ効果の高いLED照明を5000台程度導入します。エコジョーズを全戸(214戸)に設置します。節水型トイレを採用します。
58 再生可能エネルギーの活用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上実施いたしません。
59 エネルギー効率の高いシステム及び機器導入の検討	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	排気熱を再利用し、少ないガス量で効率よくお湯を沸かすエコジョーズを全住戸(214戸)に採用致します。
60 冷媒漏えい(使用時排出)の防止	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	高い地球温暖化係数を有する温室効果ガスを冷媒として使用する装置を有する設備(空調機器、冷蔵冷凍庫など)を設置する際には、設置後に配管などからの冷媒の漏えい(使用時排出)が発生しないよう安全設計に配慮します。
61 建築物のエネルギー負荷の抑制	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	ペアガラス導入による断熱性能の向上により、建築物のエネルギー負荷を抑制を図ります。
62 長寿命な建築物の施工	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	基本構造の耐久性を高め、建築物の長寿命化を図ります。等級1を取得予定です。
63 環境に配慮した製品の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	リサイクル製品の採用を積極的に図ります。灰溶融スラグを利用したインターロッキングを一部採用するよう検討します。住戸内のパーティクルボードは全て、公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局の定める認定基準をクリアしたエコマーク製品を採用します。
64 製造に要するエネルギーが少ない建設資材の採用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	住戸内のパーティクルボードは全て、公益財団法人 日本環境協会 エコマーク事務局の定める認定基準をクリアしたエコマーク製品を採用します。灰溶融スラグを利用したインターロッキングを一部採用するよう検討します。
ヒートアイランド対策を行います。		
65 ヒートアイランド対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	緑化率に換算されない緑地として、南棟西端住戸のバルコニーからの駐輪場にかけての避難経路を芝生により緑化します(50m程度)。また高反射率塗料を採用し、ヒートアイランド対策を行います。
自然環境を保全し、みどりを確保します。		
66 動植物の生息や生育への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	動植物の生息や生育環境に配慮し周辺地域に調和した計画とします。
67 地域のシンボルツリーの保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	事業計画地内には、地域のシンボルツリーはありません。
68 既存の植生の保全	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	既存樹木の保全に関しては、造成計画上の問題から実施いたしません。
69 生物の生息空間の保全	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	事業計画地に隣接する緑地などがある場合には、緑地などを連続させて配置するなど、生物の生息空間の保全に努めます。
70 駐車場緑化	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上実施いたしません。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
71	屋上緑化など	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	計画地出入口部分の擁壁と、エントランス部分に、壁面緑化を合わせて50㎡行います。
72	法面緑化	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	開発により生じた法面に対して緑化を行います。
73	植栽樹種の選定	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	植栽樹種は、地域の環境に合わせた植物を選定します。
水循環を確保します。			
74	水資源の有効利用	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☒ 実施しない ☐ 該当なし	事業採算上実施致しません。
75	雨水流出を抑制する施設の設置	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	雨水流出を抑制するために、370tの雨水貯留槽を設置します。
76	雨水浸透への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	プレイロットへのアプローチに200㎡程度、インターロッキングを使用し、雨水の浸透性を高めます。
地域の生活環境を保全します。			
大気・騒音・振動等			
77	騒音を発生させる設備設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	空調機などの騒音を発生させる設備を隣地から遠ざけるなど、騒音や振動対策を行います。
78	防音サッシの設置	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	周辺に幹線道路及び鉄道はありません。
79	駐車場の配置計画時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺環境への自動車の排気ガスや騒音を防止するため、出来る限り駐車場の配置は住居に隣接しない計画にするよう配慮します。
80	近隣への悪臭及び騒音の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣への悪臭、騒音などを防止するため、窓、換気扇、排気口、廃棄物置き場の位置等に配慮します。
81	ボイラーなどの機器設置時の排出ガス対策	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	ボイラーなど、燃料を燃焼する設備はありません。
82	屋外照明や広告照明設置時の配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外照明や広告照明については、近隣住民に対する光の影響を抑制するよう配慮します。
83	建築資材による光の影響の考慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	建築資材(ガラスなど)による太陽の反射光については、設置の際に可能な限り、光の影響を考慮します。
84	環境に配慮した塗料の使用	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	塗料は、水性塗料や揮発性有機化合物(VOC)の含有率の低いものを採用するよう努めます。
85	周辺の教育、福祉や医療施設への配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺の千里新田小学校、桃山台小学校、南千里中学校に対して、騒音、振動、通風に配慮をした計画とします。

取 組 事 項		実 施 の 有 無	実 施 内 容 (実施、一部実施する場合は、その内容及び方法、実施しない及び該当なしの場合は理由を記入してください。)
中高層建築物(高さ10メートルを超える建築物)			
86	日照障害対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	日照被害については、建築基準法の日影規制対象外地域を含めた地域についての日影図を作成し、発生する範囲を事前に把握し、近隣住民に説明するとともに、できる限りその軽減をします。
87	電波障害の事前把握及び近隣説明	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害の発生が想定される範囲を、現地調査、机上調査、影響範囲図作成などにより事前に把握し、近隣住民に説明します。
88	電波障害発生時の改善対策	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	電波障害が生じた場合は、ケーブルテレビ等による改善対策を行います。
89	プライバシーの配慮	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	近隣住民のプライバシーを侵害するおそれがある場合は、適切な対策を講じるよう努めます。
景観まちづくりに貢献します。			
90	地域への調和	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	本市の自然条件や風土、歴史の流れの中で培われた地域の個性を尊重し、地域に調和したものとなるよう配慮します。
91	景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画及び設計	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観資源の質の向上と地域特性を活かしたまちづくりに資するよう、「景観まちづくり計画」の類型別景観まちづくり計画と地域別景観まちづくり計画の目標と方針に基づいた計画と設計を行います。
92	景観形成に関わるガイドラインや方針に配慮した計画及び設計	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	事業計画地は、ガイドラインを有するエリアではありません。
93	景観形成地区指定の協議	☐ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☒ 該当なし	計画区域は1haを超えない為対象外です。
94	景観形成基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	景観形成基準を遵守し、景観まちづくりを推進します。
95	屋外広告物の表示などに関する基準の遵守	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	屋外広告物等がある場合は、屋外広告物の表示などに関する基準を遵守します。
安心安全のまちづくりに貢献します。			
96	歩行者が安全に通行できる空間整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	周辺状況に応じ、計画地内において、歩行者が安全に通行できる空間を整備します。
97	災害時、緊急時対応のための安心安全に配慮した整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	防災倉庫などの災害時の防災対策を導入します。
98	防犯対策のための安心安全に配慮した整備	☒ 実施する ☐ 一部実施する ☐ 実施しない ☐ 該当なし	オートロックシステムを導入し、安心安全に配慮した適切な整備を行います。

工事車両運行経路（案）

